

# 様式 1

## オンライン利用率引上げの基本計画（令和2年12月18日）

省庁名	内閣府
対象事業名	児童手当制度

### 1. 対象手続一覧（一連の流れで必要になる手続、関連性のある手続等も含めて記載）

手続 ID (行政手続の棚卸結果)	所管部署名	手続名	手続の種類 (主体⇒受け手)	総手続件数 (令和元年度)	オンライン利用率(令和元年度)	オンライン利用率目標※	取組期間 (達成期限) ※
204041	子ども・子育て本部 児童手当管理室	児童手当の受給資格及び所得に関する現況の届出	受給者⇒市町村 (公務員の所属庁を含む。以下同じ。)	約 950 万件 (推計)	調査中(1%未満を想定)	20%	令和9年度末
204185	子ども・子育て本部 児童手当管理室	児童手当の支払の通知	市町村⇒受給者	—	—	—	—

※オンライン利用率目標の設定は主要手続のみとする

### 2. 対象事業の概要（事業者目線で End-to-End で記載。別途ポンチ絵を作成）

児童手当の受給資格を確認するために、受給者は年に一度、前年の所得の状況等を届け出ることになっており、その届出内容をもとに各市町村が児童手当の受給資格について審査し、継続支給の可否を決定している。なお、多くの場合、各市町村から受給者へ郵送により手続を案内している。児童手当は原則として2月、6月、10月に支給され、市町村は、支給の際に受給者へ支払の通知を行うこととされている。

### 3. 対象事業のオンライン化の状況

受給者は、ぴったりサービス（マイナポータル）又は市町村の外部システムにより電子申請が可能となっている。また、市町村が情報連携により所得情報等を確認することで、受給者は添付資料の提出を省略可能であり、申出書等の添付が必要な場合についても、原則として当該書類をスキャンした PDF や書類を撮影した画像により受け付けることが可能となっている。

### 4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン

<4-1>

手続名	児童手当の受給資格及び所得に関する現況の届出
各手続の概要	児童手当受給者の受給資格を確認するために、受給者が年に一度、前年の所得の状況等を届け出るもの。

	<p>【年間手続件数（令和元年度）、 オンライン利用率（令和元年度を含む過去5年間）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度における手続件数は約950万件（推計値）。</li> <li>・オンライン利用率は現在調査中であるが、1%未満と考えられる。</li> </ul>
<p>オンライン 利用率目標・ 取組期間と 設定の考え 方 （主要な手 続について 目標設定）※ 調査中の場 合でも想定 目標値を記 載</p>	<p>【目標】（目標にするオンライン利用率の定義も明記）</p> <p>オンライン利用率20%</p> <p>※オンライン利用率=ぴったりサービス又は市町村の外部システムによる電子申請件数/総手続件数</p> <p>※手続簡素化の検討を踏まえ、届出不要となる者についても実績（電子申請件数）に含めることとする。</p> <p>【取組期間（達成期限）】</p> <p>令和9年度末</p> <p>【目標・期間設定の考え方】</p> <p>児童手当の現況の届出は、平成29年度からぴったりサービスによる電子申請が可能となっているが、令和元年度のオンライン利用率は1%未満と推定される。他制度においては、利用率0～10%未満（初期フェーズ）であった手続が利用率20%に到達するまでに概ね10年程度要している点を踏まえ、本手続は、令和9年度にオンライン率を20%とすることを目標とする。その上で、子育て世帯の事務負担をさらに軽減するとともに、地方自治体の業務を効率化する子育てノンストップサービスについて、令和2年3月に策定したロードマップに基づき、令和5年度からの全国展開を目指して検討を進めており、当該事業の実施によりオンライン利用率の増加が見込まれることから、令和6年度末までにオンライン利用率を5%とする中間目標を設定する。</p>

オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク シヨンプラ ン① ※オンライ ン化未実施 の場合は、オ ンライン化 に向けた課 題とアクシ ヨンプラン を記載	課題	現在、現況届は約 20 の記載項目を設けており (※)、また受給者の状況によっては添付書類が必要となる場合があるなど、手続の煩雑さがオンライン化を阻む要因となっている可能性がある。 ※市町村により異なる
	中間 KPI	【目標・達成期限】 令和 6 年度末
		【KPI の定義】 オンライン率 5 % の達成
	アクション プラン a	【取組内容】 廃止を含めた手続の簡素化を検討し、必要に応じて制度整備を行う。
		【取組期限 (期間)】 令和 3 年度
	アクション プラン b	【取組内容】 子育てノンストップサービスを実施する。
		【取組期限 (期間)】 令和 5 年度以降
アクション プラン c	【取組内容】	
	【取組期限 (期間)】	
オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク シヨンプラ ン	課題	利用者の電子申請サービスの認知度の向上を図る必要がある。
	中間 KPI	【目標】 制度周知用リーフレットのひな形を作成し、市町村へ提供する。
		【KPI の定義】 制度周知用リーフレットのひな形を作成し、市町村へ提供する。
	アクション プラン a	【取組内容】 電子申請の案内を盛り込んだ制度周知用リーフレットのひな形を作成し、市町村へ提供する。

ン②		【取組期限（期間）】 毎年度
	アクション プラン b	【取組内容】 市町村に対して、ホームページや窓口等の多様な手段により、利用者への広報を行うよう勧奨する。
		【取組期限（期間）】 毎年度
	アクション プラン c	【取組内容】
		【取組期限（期間）】
オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク ションプラ ン③	課題	電子申請可能な市町村数の増加を図る必要がある。
	中間 KPI	【目標】 令和 4 年度までに 8 0 % の市町村で電子申請を可能とする
		【KPI の定義】 児童手当の現況届について電子申請可能な自治体数/全自治体数
	アクション プラン a	【取組内容】 システム上の課題について関係府省と対策を講じた上で、市町村に対してオンライン化の取組み方策の周知を行う。
		【取組期限（期間）】 毎年度
	アクション プラン b	【取組内容】 市町村の電子申請への対応を促進するため、ぴったりサービスに現況届の共通様式を登録する。
		【取組期限（期間）】 令和 3 年度
	アクション プラン c	【取組内容】
【取組期限（期間）】		

<4-2>

手続名	児童手当の支払の通知
各手続の概要	<b>【概要】</b> 児童手当の支払金額や支払日等について、市町村から受給者へ通知するもの。
	<b>【年間手続件数（令和元年度）、オンライン利用率（令和元年度を含む過去5年間）】</b> 不明 ※受給者に対して、年3回の支給時のほか、受給資格消滅（転居、死亡、公務員就職・退職等）等に伴う随時払の際も通知が必要であり、件数の把握及び推計は困難。

## 5. スコアカードの作成と公表方法

(オンライン利用率目標を設定した主要手続について作成し、計画の進捗状況を視覚化。原則四半期ごとに更新・公表)

児童手当の現況届は受給者が毎年提出することを踏まえ、オンライン利用率は最低でも年1回の更新を行うとともに、その他の取組み状況についても四半期ごとに適宜更新を行うこととする。

## 6. 利用者目線での第三者チェックの方法と時期(少なくとも年に1回 チェックの概要等については公表する)

毎年12月頃を目途に、オンライン化の取組みを積極的に行っている市町村の担当課室長等に対して、進捗状況、取組みやアクションプランの妥当性等のチェックを依頼するとともに、改善点の指摘等があった場合には、適切に取組みやアクションプランに反映させることとする。

なお当該市町村の選定に当たっては、住民に対するアンケート調査等により、利用者目線での電子申請の利便性等に係る意見を把握していることを条件とする。

## 7. 基本計画の見直し

計画・取組の進捗状況や第三者チェックの結果、手続簡素化の検討状況等を踏まえ、必要に応じて基本計画の改定を行うこととする。